

子ども・子育て支援新制度にかかる保育料設定について

1. 保育料設定の考え方について

平成 27 年 4 月から実施する新制度における保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担額(保育料)の設定については、国の示す利用者負担額を限度に各市町村において定めることとなっている。

現在、市の保育所保育料は市費にて負担額の軽減を行っており、新制度においても引き続き負担軽減および階層の細分化を行う。また、新制度では、保育所の利用にあたり、保育標準時間(11 時間)と保育短時間(8 時間)の区分に分けて認定を行うこととなっているため、新制度に対応した新たな保育料を設定する必要がある。

幼稚園保育料については、これまで国基準に基づく保育料は定められていなかったが、新制度に対応した保育料を設定する。

2. 保育料設定に係る課題等

- ・国の示す利用者負担額においては、同所得階層で 2 号認定(保育認定)が 1 号認定(教育標準時間)よりも低く設定されている階層がある。
- ・現在所得税に年少扶養控除を適用し再計算して保育料を算定しているが、新制度では市民税所得割により保育料を算定するため、多子世帯において負担増となる可能性がある。(所得および扶養人数により非課税限度額の適用があり、負担が増えない場合もある)
- ・白井市の保育所保育料は平成 20 年度より保育料額の改定を行っておらず、国徴収基準額に対する市基準の保育料調定額は 47%程度に留まり、軽減に対する市の負担は、各年 9 千万円を超える。近隣で国基準比 70%を超える市が複数みられることから、市の厳しい財政状況を鑑み、また受益者負担の原則に基づき、利用者負担額を見直すことが必要である。

2. 保育料設定の基本的な考え方

- ・保育料は、国の示す基準を限度に、保護者の負担能力に応じて徴収する応能負担の原則により市町村が定める。(公定価格の基本分単価を超えて徴収することはできない。)
- ・現行の保育料は所得税を算定根拠としているが、新制度においては国の方針に沿い、税制改正の影響をより受けにくい市民税所得割により保育料を算定する。
- ・低所得者への保育料の減免(国 2 階層および国 3 階層までの母子・父子・在障世帯の保育料軽減)および天災その他不慮の災害等により生活に困窮している世帯等への保育料減免の実施については維持する。
- ・多子世帯への配慮(第 2 子目以降同時入所者についての半額、免除)を維持する。
- ・保育短時間の保育料は、国の設定に沿い、保育標準時間の 98.3%とし、100 円未満の端数を切り捨てた額を基本とする。
- ・幼稚園保育料(1 号)については、現行の就園奨励費補助金を控除した実質負担額であることから、国の基準額を本市の基準額とする。
- ・保育園保育料(2 号、3 号)については、課題にあるとおり見直しをする。

保育所保育料の見直しの考え方

- ① 応能負担の原則を踏まえ、世帯収入による保育料負担の影響に配慮して決定する。
- ② 税額幅は対応する国基準階層の区分ごとに、緩やかに幅を広げるようにしていく。
- ③ 金額は対応する国基準階層の区分のなかで、10～20%程度ずつ負担を上げ、各区分の最終階層で、80～90%の負担となるようにする。
- ④ 増額する金額幅は、10,000円以下とし、低・中所得者階層では5,000円未満とする。
- ⑤ 保育料額は、現在市費による軽減が50%を超えており、受益者負担の割合が低いことから、保護者負担が対国基準額の75%以上となるよう、見直しをする。
ただし、急激な負担増とならないよう、数カ年の計画により順次見直しをしていく。